

令和 6 年 9 月市議会 総務委員会資料

所管事項調査

目次	ページ
1 令和 5 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について . . .	2 ~ 12
2 未収金の現状について	13 ~ 15
3 市有地の処分について	16 ~ 19
4 市発注工事における情報共有システムの活用について	20 ~ 26

財 務 部
令 和 6 年 9 月

1 令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

(1) 財政健全化法の目的

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(財政健全化法)は、財政指標を整備してその公表の仕組みを設けるとともに、財政の早期健全化及び再生のための制度として整備されたもので、平成19年度決算から健全化判断比率及び資金不足比率を算定し、監査委員の審査に付したうえで、議会へ報告するとともに公表することが義務付けられた。

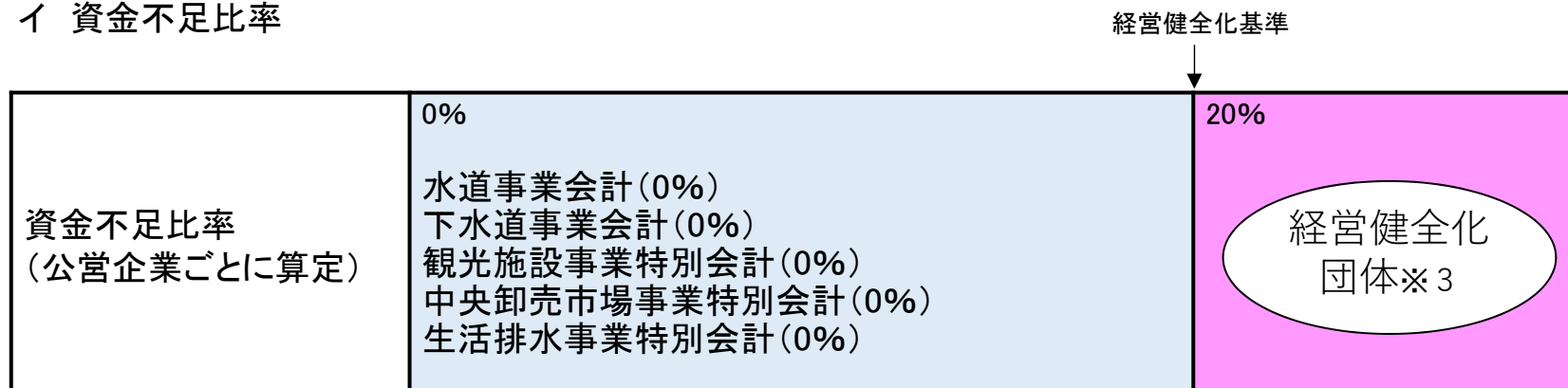
また、平成20年度決算からは、健全化判断比率のうちどれか一つでも早期健全化基準以上になると、財政健全化計画の策定等が義務付けられ、財政再生基準以上になると、財政再生計画を策定するとともに、国の関与の下で財政再生に取り組まなければならないこととなった。同様に、公営企業ごとの資金不足比率についても、経営健全化基準以上になると、経営健全化計画の策定等が義務付けられた。

ア 健全化判断比率		早期健全化基準	財政再生基準
		早期健全化段階	財政再生団体
実質赤字比率	0% 長崎市(赤字なし) (R4決算:赤字なし)	11.25%	20%
連結実質赤字比率	0% 長崎市(赤字なし) (R4決算:赤字なし)	16.25%	30%
実質公債費比率	0% 長崎市(10.4%) (R4決算:9.7%)	25%	35%
将来負担比率	0% 長崎市(96.0%) (R4決算:103.9%)	350%	

※1 財政健全化団体 ⇒ 財政健全化計画の策定・公表の義務付け

※2 財政再生団体 ⇒ 財政再生計画の策定・公表の義務付け、再生計画に対する国の同意がなければ地方債の起債の制限

イ 資金不足比率



※3 経営健全化団体 ⇒ 経営健全化計画の策定・公表の義務付け

(2) 健全化判断比率

ア 実質赤字比率

一般会計等における実質赤字額(繰上充用額、支払繰延額及び事業繰越額の合計額)の「標準財政規模」に対する比率。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{(A) 一般会計等の実質赤字額}}{\text{(B) 標準財政規模}}$$

一般会計や一部の特別会計について、実質的な赤字額を「標準財政規模」の額で除して赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示したもの。

【標準財政規模】

地方自治体が標準的な財政活動を行う上で必要な一般財源の規模を示す指標で、「標準税収入額＋普通交付税額＋臨時財政対策債発行可能額」で求められる。

【令和5年度決算】

一般会計等においては、50億3,886万7千円の黒字であり、令和4年度と同様に赤字は生じておらず、実質赤字比率は「－（ハイフン）」として表示している。

（単位：千円）

一般会計等に属する会計名	実質収支額	
	令和5年度	令和4年度
1 一般会計	4,997,793	6,793,761
2 土地取得特別会計	0	0
3 母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	41,074	64,995
4 診療所事業特別会計	0	0
5 長崎市立病院機構病院事業債管理特別会計	0	0
計(A)	5,038,867	6,858,756
標準財政規模(B)	100,530,137	100,144,822
実質赤字比率(%) A÷B	－	－

イ 連結実質赤字比率

全会計における連結実質赤字額の「標準財政規模」に対する比率。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{(A) 連結実質赤字額}}{\text{(B) 標準財政規模}}$$

すべての会計の赤字や黒字を合算し、「標準財政規模」の額で除して地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示したもの。

【令和5年度決算】

いずれの会計においても赤字は生じておらず、全会計の合計で327億3,830万円の黒字であり、実質赤字比率は「－（ハイフン）」として表示している。

（単位：千円）

会計名		実 質 収 支 額 資 金 剰 余 額	
		令和5年度	令和4年度
1 一般会計等		5,038,867	6,858,756
2 公営企業に係る特別会計以外の会計		1,320,624	1,640,667
	(1)国民健康保険事業特別会計	124,584	313,175
	(2)介護保険事業特別会計	1,031,665	1,298,618
	(3)後期高齢者医療事業特別会計	164,375	28,874
	(4)駐車場事業特別会計	0	0
3 公営企業に係る特別会計		26,378,809	25,097,083
	(1)水道事業会計	13,820,977	13,858,747
	(2)下水道事業会計	12,488,596	11,238,336
	(3)観光施設事業特別会計	20,812	0
	(4)中央卸売市場事業特別会計	0	0
	(5)生活排水事業特別会計	48,424	0
計(A: 1 + 2 + 3)		32,738,300	33,596,506
標準財政規模(B)		100,530,137	100,144,822
連結実質赤字比率(%) A ÷ B		－	－

ウ 実質公債費比率

公債費及びこれに準じた経費を加算した実質的な公債費の、「標準財政規模」を基本とした額に対する比率。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{A})\text{地方債の元利償還金充当一般財源} + (\text{B})\text{準元利償還金} - (\text{C})\text{交付税措置額}}{(\text{D})\text{標準財政規模} - (\text{C})\text{交付税措置額}}$$

(3か年平均)

一般会計等における公債費充当一般財源に公営企業の地方債償還額に対する一般会計の繰出金など公債費に準ずる経費を加算し、実質的な公債費を算出の上、「標準財政規模」を基本とした額と比較して、公債費負担の度合いを示したものの。

【令和5年度決算】

令和3年度から令和5年度の3か年平均で算出した令和5年度の実質公債費比率は10.4%であり、令和4年度の9.7%から0.7ポイント増加している。

これは、分母の構成要素である標準財政規模が普通交付税の増などに伴い増加したものの、分子の構成要素である地方債の元利償還金充当一般財源が学校教育施設等整備事業債などに係る償還金の増により増加したことなどによるものである。

(単位:千円)

	R5	R4	R3	R2
A地方債の元利償還金 充当一般財源	19,982,372	19,941,110	19,606,800	17,950,274
B準元利償還金	4,294,763	4,574,968	4,797,030	5,025,839
C交付税措置額	15,291,479	15,574,702	15,557,612	15,769,157
D標準財政規模	100,530,137	100,144,822	103,033,192	100,200,608
実質公債費比率 (%) (A+B-C) ÷ (D-C)	10.54176	10.57274	10.11279	8.53587
令和5年度 (%) (3か年平均)	10.4			
令和4年度 (%) (3か年平均)		9.7		

エ 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の、「標準財政規模」を基本とした額に対する比率。

$$\text{将来負担比率} = \frac{(\text{A}) \text{ 将来負担額} - (\text{B}) \text{ 充当可能財源等}}{(\text{C}) \text{ 標準財政規模} - (\text{D}) \text{ 交付税措置額}}$$

地方債残高のほか、債務負担行為に基づく支出予定額、公営企業債等に対する一般会計の繰入見込額、退職手当負担見込額などの現時点で想定される将来の負担(将来負担額)を「標準財政規模」を基本とした額と比較して指標化したもの。

【令和5年度決算】

令和5年度末における将来負担額は、3,299億8,419万2千円で、地方交付税措置見込額や基金といった将来負担額に充当可能な財源2,481億1,119万7千円を差し引いた実質的な将来負担額は818億7,299万5千円となり、「標準財政規模」を基本とした額に対する割合は96.0%で、令和4年度末の103.9%から7.9ポイント減少している。

これは分母の構成要素である標準財政規模が普通交付税の増などに伴い増加したことに加え、分子の構成要素である将来負担額において、令和5年度の元金償還額が新規借入額を上回ったことなどに伴い、地方債現在高が減となったことなどによるものである。

(単位:千円)

項目		金額	
		令和5年度	令和4年度
A将来負担額		329,984,192	341,608,170
	(1)地方債の現在高	273,319,671	282,907,905
	(2)債務負担行為に基づく支出予定額	274,974	892,182
	(3)公営企業債等繰入見込額	35,253,400	37,385,453
	(4)組合負担等見込額	0	0
	(5)退職手当負担見込額	20,955,299	20,228,450
	(6)設立法人の負債額等負担見込額	180,848	194,180
	うち地方独立行政法人	0	0
	うち第三セクター等	180,848	194,180
	(7)連結実質赤字額	0	0
	(8)組合連結実質赤字額負担見込額	0	0
B充当可能財源等		248,111,197	253,655,891
	(1)充当可能基金	45,230,515	45,044,950
	(2)充当可能特定歳入	39,428,471	38,075,039
	(3)基準財政需要額算入見込額	163,452,211	170,535,902
C標準財政規模		100,530,137	100,144,822
D交付税措置額		15,291,479	15,574,702
将来負担比率(%) (A-B)÷(C-D)		96.0	103.9

(3) 資金不足比率

公営企業ごとの資金不足額(実質赤字)の事業規模に対する比率。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{(A) 資金不足額}}{\text{(B) 事業規模}}$$

公営企業の資金不足額(実質赤字)を、公営企業の事業規模(料金収入の規模)と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示したものの。

【令和5年度決算】

いずれの会計においても、資金不足は生じておらず、資金不足比率は「－(ハイフン)」として表示している。

令和5年度

(単位:千円)

会計名		資金剰余額 (A)	事業の規模 (B)	資金不足比率 (%) $A \div B \times 100$
法 適	1 水道事業会計	13,820,977	8,788,618	—
	2 下水道事業会計	12,488,596	7,520,935	—
法 非 適	3 観光施設事業特別会計	20,812	542,155	—
	4 中央卸売市場事業特別会計	0	141,736	—
	5 生活排水事業特別会計	48,424	116,906	—

※ 法適、法非適は地方公営企業法の適用について記載している。

令和4年度

(単位:千円)

会計名		資金剰余額 (A)	事業の規模 (B)	資金不足比率 (%) $A \div B \times 100$
法 適	1 水道事業会計	13,858,747	8,873,887	—
	2 下水道事業会計	11,238,336	7,627,150	—
法 非 適	3 観光施設事業特別会計	0	449,067	—
	4 中央卸売市場事業特別会計	0	142,782	—
	5 生活排水事業特別会計	0	121,696	—

《参考資料》 収支等年次比較

(単位:千円、%)

区 分		5 年 度	4 年 度	増 減	対前年度増減率	
					5 年 度	4 年 度
一 計	歳入総額 (A)	237,065,649	238,187,783	▲1,122,134	▲0.5	▲8.8
	歳出総額 (B)	229,468,559	230,380,478	▲911,919	▲0.4	▲9.4
	歳入歳出差引額 (A) - (B) (C)	7,597,090	7,807,305	▲210,215	▲2.7	11.6
	翌年度へ繰越すべき財源 (D)	2,599,022	1,013,269	1,585,753	156.5	▲76.0
	実質収支額 (C) - (D) (E)	4,998,068	6,794,036	▲1,795,968	▲26.4	144.9
	単年度収支額 (F) 当年度(E) - 前年度(E)	▲1,795,968	4,020,020	▲5,815,988	▲144.7	▲171.7
	財政調整基金積立金(G)	4,323,600	2,143,026	2,180,574	101.8	▲5.7
	繰上償還金 (H)	—	—	—	—	—
	財政調整基金取崩し額(I)	2,305,073	3,456,054	▲1,150,981	▲33.3	156.5
	実質単年度収支額(J) (F) + (G) + (H) - (I)	222,559	2,706,992	▲2,484,433	▲91.8	▲12.6

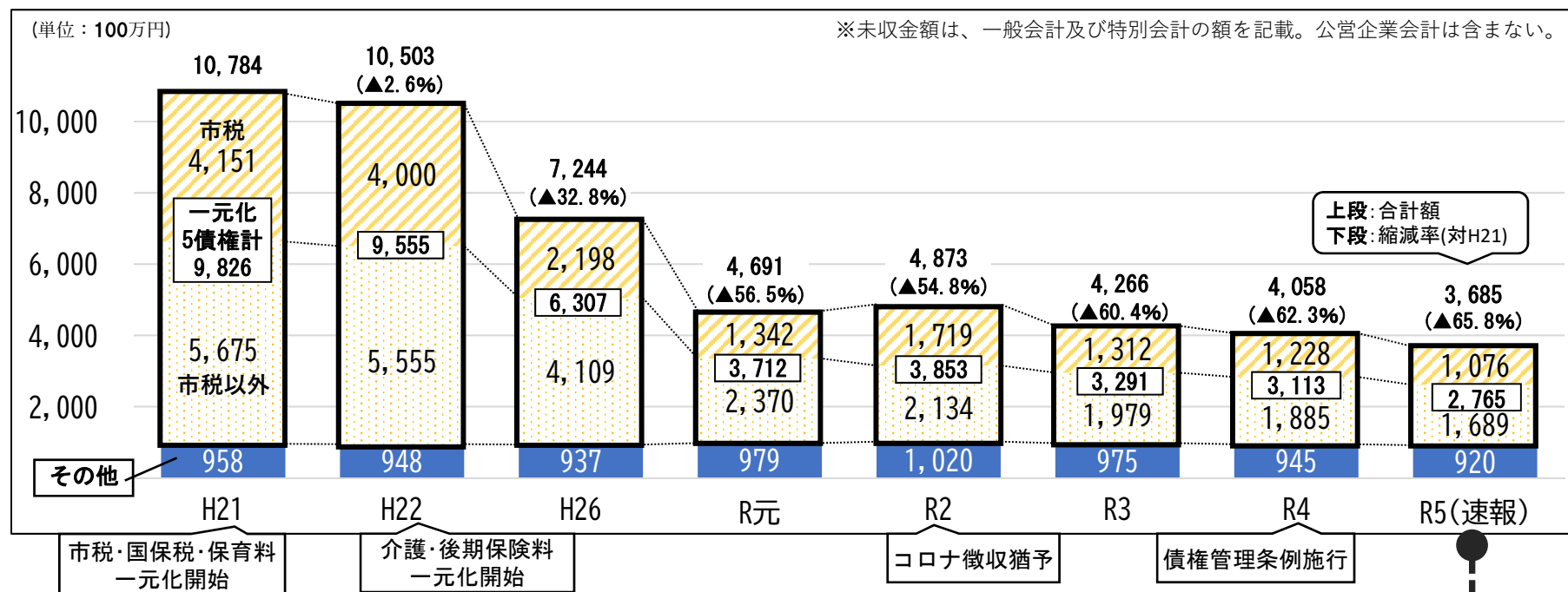
(単位:千円、%)

区 分		5 年 度	4 年 度	増 減	対前年度増減率	
					5 年 度	4 年 度
普 通	歳 入 総 額 ①	239,245,421	240,493,330	▲1,247,909	▲0.5	▲8.3
	歳 出 総 額 ②	231,021,714	231,943,383	▲921,669	▲0.4	▲9.1
	歳 入 歳 出 差 引 額 (① - ②) ③	8,223,707	8,549,947	▲326,240	▲3.8	18.7
	翌年度へ繰り越すべき財源 ④	3,184,557	1,690,914	1,493,643	88.3	▲60.6
	実 質 収 支 (③ - ④) ⑤	5,039,150	6,859,033	▲1,819,883	▲26.5	136.1
会 計	標 準 財 政 規 模		100,530,137	100,144,822	385,315	
	財 政 力 指 数		0.57	0.58	▲0.01	
	経 常 収 支 比 率		97.9%	97.2%	0.7P	
	歳出に占める割合	義 務 的 経 費	58.0%	56.6%	1.4P	
		投 資 的 経 費	11.0%	13.7%	▲2.7P	
		そ の 他 の 経 費	31.0%	29.7%	1.3P	
	実 質 赤 字 比 率		—	—	—	
	連 結 実 質 赤 字 比 率		—	—	—	
	実 質 公 債 費 比 率		10.4%	9.7%	0.7P	
	将 来 負 担 比 率		96.0%	103.9%	▲7.9P	

2 未収金の現状について

(1) 未収金の推移

徴収一元化5債権(市税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料及び保育料)については、縮減されているものの、その他の債権については10億円前後のまま縮減が図れていなかったことから、令和4年4月の債権管理条例施行に伴い、全市的な債権管理の適正化を図る取組みを行っている。



H21年度～R3年度の状況

徴収一元化5債権の未収金
H21年度から約1/3に縮減

その他債権(※)の未収金
H21年度から10億円前後で推移し、縮減が進まなかった。

令和5年度(速報)	未収金増減額(前年比)
全体	▲約3億7,300万円
市税	▲約1億5,200万円
一元化債権(市税以外)	▲約1億9,600万円
その他債権(※)	▲約2,500万円

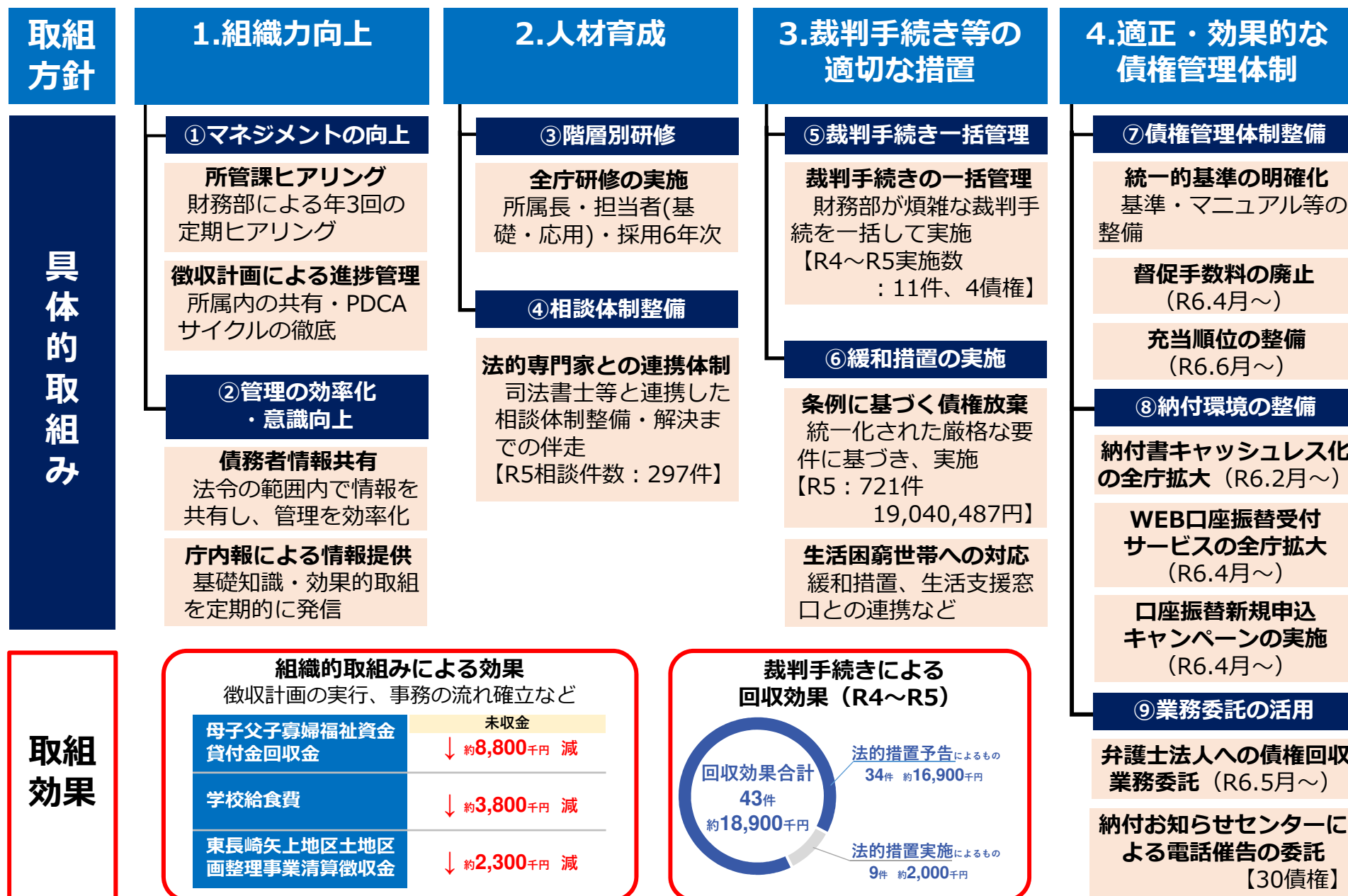
※その他債権

- ・生活保護費返還金
- ・母子父子寡婦福祉資金貸付金回収金
- ・市営住宅家賃など 約60債権

(2) 徴収一元化債権に係る取組方針と効果



(3) その他債権に係る取組方針と効果



3 市有地の処分について

市有地売払いの結果報告【令和6年6月議会報告以降分】

物件	所在地	地 目	地 積	予定価格	売却価格	処分方法	相手方
1	平山町927番3	雑種地	24.33㎡	601,000円	650,000円	随契売払	個人
2	さくらの里3丁目337番2ほか3筆	雑種地	599.22㎡	119,844円	130,000円	随契売払	個人
3	豊洋台1丁目113番210 ほか1筆	公衆用道路	0.81㎡	14,900円	50,000円	随契売払	個人
4	脇岬町字山下3514番9	宅地	20.87㎡	188,000円	220,000円	随契売払	個人
5	野母町字大向4022番8	宅地	221.04㎡	2,785,104円	2,785,104円	随契売払	長崎県
6	為石町字年崎4732番4	宅地	16.76㎡	112,292円	112,292円	随契売払	長崎県
合計			883.03㎡	3,821,140円	3,947,396円		

物件 1
位置図



物件 2
位置図

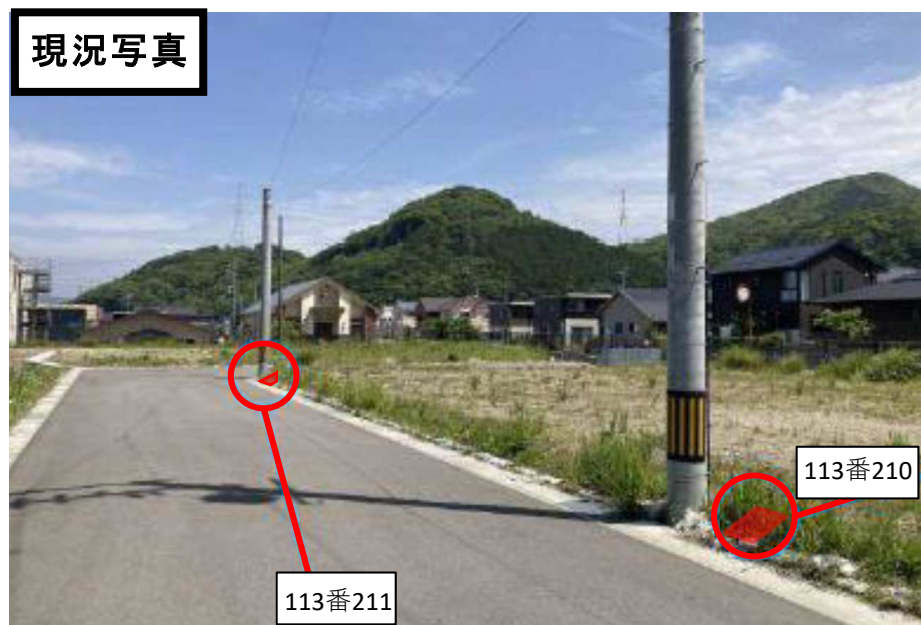


現況写真



現況写真





物件 5

位置図



現況写真

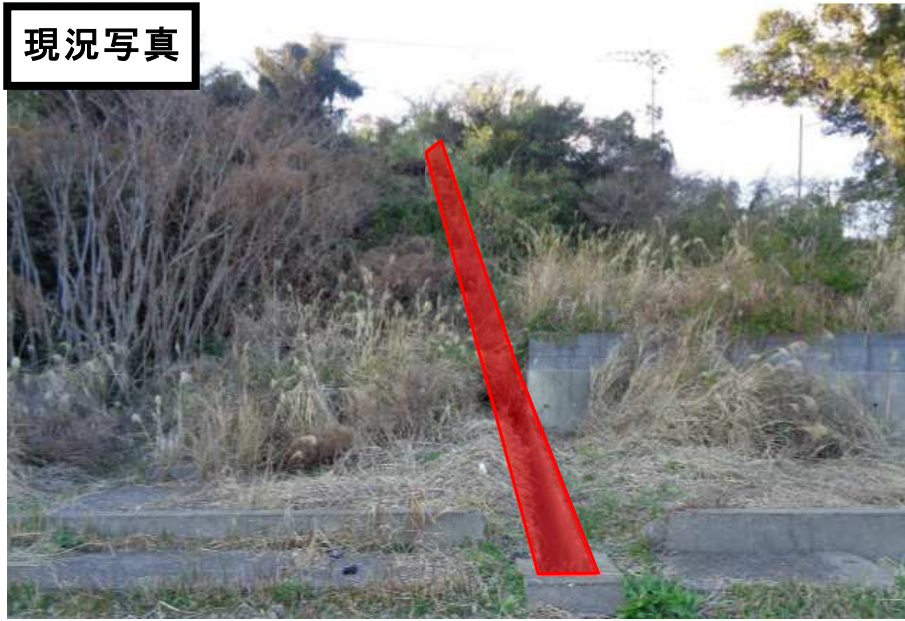


物件 6

位置図



現況写真

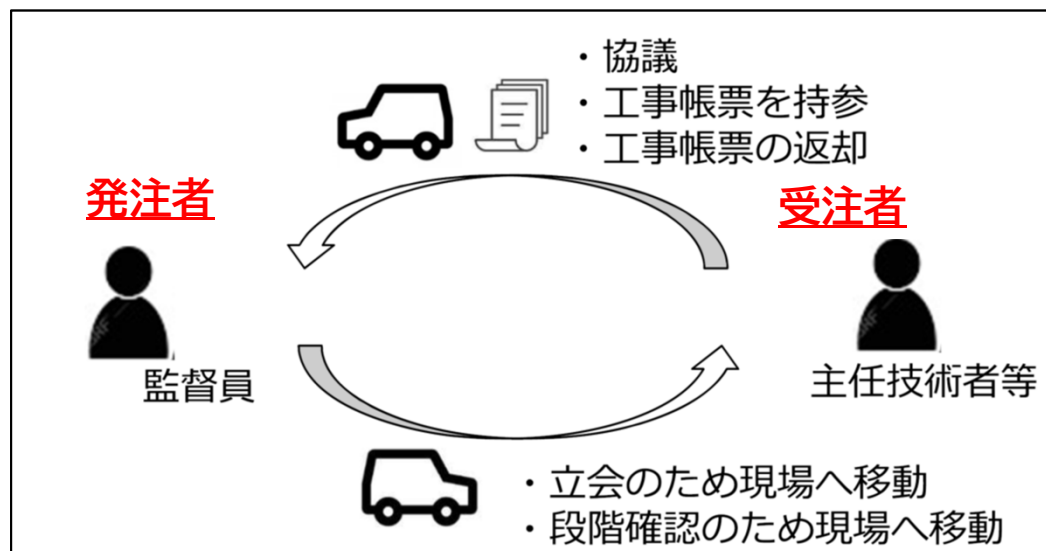


4 市発注工事における情報共有システムの活用について

目 的

情報共有システムは、受発注者間の工事関係書類（工事打合せ簿等）の取り交わしをインターネットを活用して、書類の作成・提出・承諾（承認）等が行えるシステムで受発注者間の業務の効率化を図るものです。

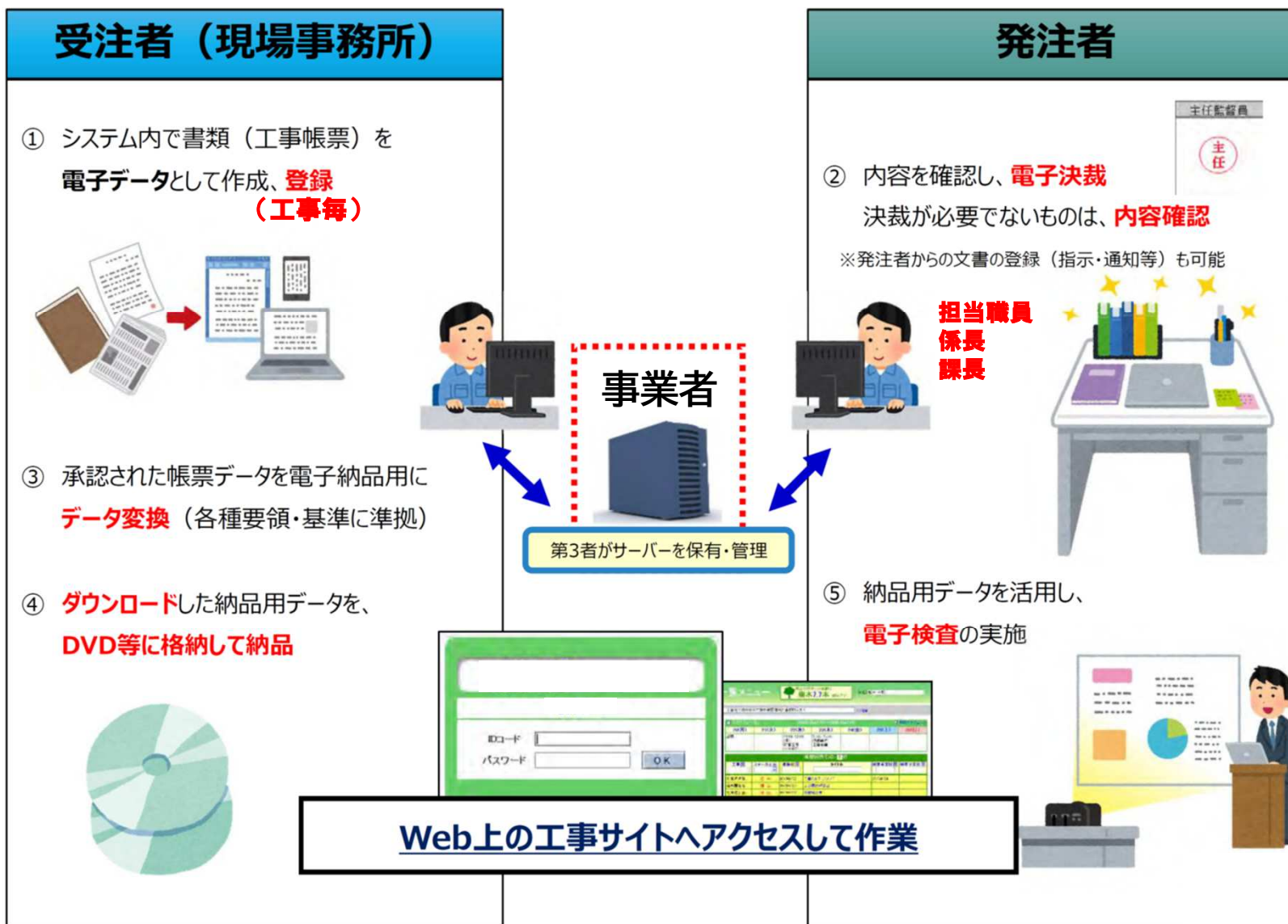
現 行



現状と課題

- ・ 紙資料の準備・作成（紙代、書類作成が必要）
- ・ 提出・返却のための移動時間（遠距離の場合更に時間増）
- ・ 書類の未処理・遅延
- ・ 書類保管スペースが必要（保管場所に苦慮）

情報共有システム活用イメージ



情報共有システム活用によるメリット

受注者

- ✓ WEB上で書類作成～発議～受理・確認・承認可能（事務の迅速化）
- ✓ 物理的な移動時間の削減（現場管理の向上）
- ✓ 紙・コピー代の削減（経費節減）
- ✓ 書類保管スペースの削減（快適な事務スペースの確保）
- ✓ 書類整理の簡略化（システムが自動整理（効率化））

発注者

- ✓ WEB上で書類作成～発議～受理・確認・承認可能（事務の迅速化）
- ✓ 物理的な移動時間の削減（他の業務時間の確保）
- ✓ 監督職員間の進捗状況の共有（進捗状況の確認・共有）
- ✓ 書類保管スペースの削減（快適な事務スペースの確保）

令和5年度 5工事を対象に試行

発注課	工事名	工種
水道建設課	遠見配水槽築造工事	水道施設
長崎駅周辺整備室	長崎駅東口駅前交通広場整備工事（その7）	ほ装
土木建設課	市道虹が丘町西町1号線仮橋設置工事	土木一式
建築課	牧島パーロン体験施設（体験施設棟）改築主体工事	建築一式
水産振興課	たちばな漁港（島の前地区）護岸改良工事	土木一式

受注者アンケート結果（抜粋）

Q システム利用効果

A 効率化した（4社）

Q 打合せ簿の作成

A 効率化した（4社）

Q 書類の提出

A 効率化した（3社）

Q 紙書類の削減

A 効率化した（4社）

Q 情報共有システム利用希望

A 希望する（5社）

その他意見

- ・夜間工事であったため、昼間市役所に出向く必要が無くなった。
- ・移動・共有時間の短縮に有効的だった。
- ・全工事を対象にしないと使い方を覚えにくい。
- ・高齢者の使用にはハードルが高い。
- ・紙書類の場合紛失、未提出等わからない時があったがそれが無い。
- ・システムに慣れると従来よりいろんな場面で良くなると思う。

情報共有システム活用の概要

開始時期：令和6年9月1日から適用

工事別	対象工事	利用料（登録料）	実施の有無	実施しない場合
土木工事	全ての建設工事	共通仮設費（率）に含む	受注者希望※	変更無し
営繕工事 （建築・設備）	全ての建設工事	共通仮設費に積み上げ計上	利用を指定	変更時に減額

※受注者に可能な限りシステムの利用を促す。

情報共有システム事業者の選定

※受注者は長崎県の情報共有システム運用ガイドラインにおいて、定められた
事業者（7社）のうち、長崎県内での利用実績があるものを利用すること。

△発注者が特定の事業者を指定することはできません

情報共有システムで取扱う書類

工事打合せ簿

統一様式 9

工事打合せ簿

発注者名	☐ 指示 ☐ 協議 ☐ 申付書	発注年月日	
発注事項	☐ 指示 ☐ 協議 ☐ 通知 ☐ 承認書 ☐ 複函		
	☐ その他 ()		
工事番号	○○○-○○○-○○○○○	受注者名	○○○○○○○
工事名	○○○○○○○○○○○○○○○○工事		
(内容)	(受注者が承認する場合) 本設計変更に関する請負代金額の変更概算金額については次のとおり施します。 ☐ 後日通知 概算金額 約 万円 の見込み(直接工事費にて算定) 添付図 番、その他添付図番 ☐ 後日通知 概算金額 約 万円 増・減 の見込み 年月日: (直接工事費にて算定)		
依頼者 代表者	上記について ☐ 指示 ☐ 承諾 ☐ 受理・確認 します。 ☐ その他		
受注者 代表者	上記について ☐ 承諾 ☐ 受理・確認 します。 ☐ その他		
年月日:			

課 長	課 長補佐	係 長	総括監督員	主 任 監査員	監 査 員

現 場 代理人	主 任 (監 理) 技師者

材料確認願

[illegible]

段階確認書

<u>段 階 確 認 書</u>	
受注者記入欄 1. 工 事 名 : _____ 2. 確認種別 : _____ 3. 確認事項 : _____ 上記について、段階確認をお願いします。 令和 年 月 日 現場代理人 前	
<u>確認者記入欄</u> 4. 確 認 日 : 令 和 年 月 日 5. 確 認 者 : (自署) 6. 確認方法 : 踏 場 ・ 机 上 7. 確認結果 : _____	
<u>監督職員記入欄</u> (※確認者が監督職員以外の場合に記入) 上記について、確認しました。 令和 年 月 日 監督員 前	

※情報共有システムでは、打合せ簿で取り交わした書類を対象とします。
(材料確認願、段階確認書、施工計画書等)

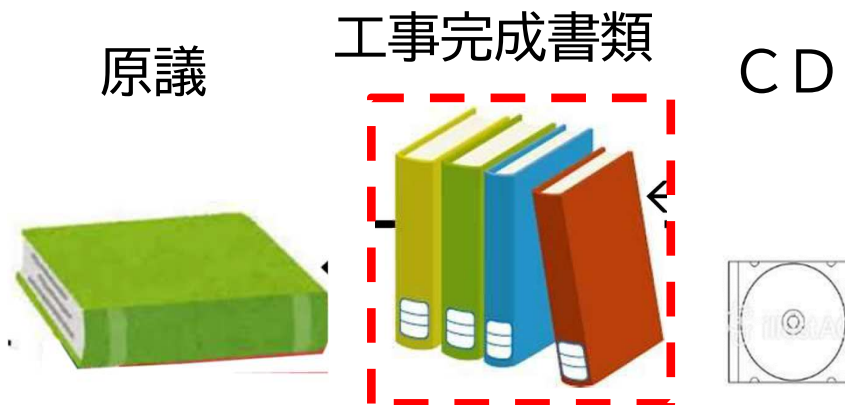
△対象外の書類

- ・ 契約関係書類（社印を使用）
- ・ 地権者等の個人情報（名前・住所等個人を特定できる情報）
- ・ 事故報告

工事完成書類納品イメージ

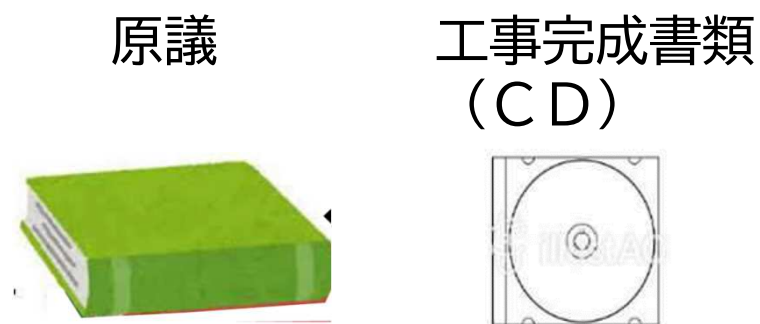
従 来

- ・ 契約図書（原議）、工事完成書類は全て紙資料で提出（工事写真のみCD等）



情報共有システム

- ・ 契約図書（原議）は紙資料で提出
- ・ 工事完成書類は電子納品（CD等）



※協議内容によって紙資料での提出可